

金港労組より■お知らせ■(2019/12/28)

2019年12月28日(土)10時00分より磯子本社会議室にて、定例の労使協議会が行われ以下案件が協議されましたので報告いたします。

1. 2019年11月発生事故及び処理保留事故査定

[該当月賠償金決定]		歳	号車	損害額合計	賠償金(15%)	◎ 印→組合員
1	2019/11/04	30886	63 磯子	150 9,570 円 ⇒ 1,436 円	自過失	◎
2	2019/11/04	29044	69 磯子	141 34,430 円 ⇒ 5,165 円	自過失	◎
3	2019/11/08	36400	57 港南台	218 75,570 円 ⇒ 11,336 円	自過失	
4	2019/11/09	25112	54 港南台	203 0 円 ⇒ 0 円	自過失	
5	2019/11/09	37530	70 磯子	146 43,384 円 ⇒ 6,508 円	自過失	◎
6	2019/11/11	39143	61 磯子	153 4,477 円 ⇒ 672 円	自過失	◎
7	2019/11/13	32690	66 港南台	204 14,080 円 ⇒ 2,112 円	自過失	
8	2019/11/18	37919	70 磯子	115 57,640 円 ⇒ 8,646 円	自過失	◎

[繰越分賠償金決定]		歳	号車	損害額合計	賠償金(15%)	◎ 印→組合員
1	2019/08/31	37799	55 磯子	119 506,679 円 ⇒ 76,002 円	自過失	◎ 分割(10,11,12月)
2	2019/10/31	38296	66 磯子	140 323,067 円 ⇒ 48,460 円	自過失	◎ 分割(1,2,3月)

上記の通り、2019年11月の事故賠償金査定により各金額が確定しました。

- <>内賠償額は双方損金合計の15%です。
- 賠償金は金額確定後、基本的に翌10日(1月10日)の給与から控除されます。
但し、賠償金額が高額な場合は給与総支給額の約9%相当の金額が控除されます。
- 当組合員の賠償金額が概ね13,000円を超えた場合は分割支払の交渉をします。

詳細については執行委員へご確認下さい。

※事故賠償金減免適用基準について

- 1) 事故賠償金3万円の支払い期間中に無事故だった場合
- 2) 当該事故発生日より1年以上経過している場合

[事故賠償金減免対象者]	歳	号車	損害額合計	賠償金(15%)	減免額
なし					

[事故賠償金減免] ※当組合員◎のみ、既に3万円支払済み

1	2019/07/20	31785	72 磯子	105 293,085 円	43,963 円	13,963円
2	2019/08/31	37799	55 磯子	119 506,679 円	76,002 円	46,002円

自過失事故が目立っておりますので運転操作には十分注意して下さい。

2. 労協の報告

- 1) 港南台営業所の雨漏りについて報告
- 2) 新横浜交通(岡村)ガススタンド利用について要望
- 3) 港南台営業所近くのガソリンスタンド利用についての要望
- 4) 回送板の常備復活要望
- 5) 新両替機について検討
- 6) 2月1日より新運賃導入について(初乗り500円、爾後100円)
- 7) 二種免許19歳から取得出来るようになった場合の新卒者募集について

3. 横浜北部地域医療機関の対応について

H30年6月25日より以下条件で第三京浜利用料金が会社負担となりました。

- 1) 対象施設及び時間帯

◎横浜労災病院

正面待機車両 午前0時30分～2時

センター配車 午前0時30分～6時

◎横浜北部夜間急病センター

センター配車 午後11時30分～午前2時

2)清算手続き

各自納金時に有料道路申請書にETC利用明細を添付しETC納金額から差し引いて下さい。

3)状況

午前1時～午前5時まで労災病院正面で待機する契約になっていますが、特に午前1時～午前2時に車両が不足する事がありますので、登録台数(B-2)及び30地区の状況を考慮し、労災病院正面への待機のご協力をお願い致します。

4. MOV(モブ)について

登録者は出庫時に必ず乗務員番号でログインする様にお願い致します。

※配車依頼を受けて了解をしたら必ず迎車で迎えに行って下さい。(強制キャンセルはしない)

5. 洗車場(2F/3F)の整備について

カーマート洗浄機は2Fに新品が導入され、3Fは今までの物を一時的に設置してあります。
なお、洗浄機は正しい利用方法で使用して下さい。

洗車場のゴミの散乱が目立っておりますので自分のゴミは必ず自分で処分して下さい。

6. 乗り逃げや被害事故等の救済について

強盗、乗り逃げ、被害事故、MOVネット決済トラブル等で金銭的被害を受けた場合、必ず事務所に報告すると共に執行委員支部長にもご一報下さい。

領収書等、金額が分かるものを必ず保管しておいて下さい。

当組合員については、状況に応じて組合としての救済金の対応をします。

例、運賃領収書金額 3,000円であれば50%の1,500円を組合が救済します。

7. 慶弔規定について

当組合の慶弔金規定は以下の通りです。

1)結婚(本人) 30,000円 ※初婚または再婚1回限り

2)死亡(本人) 50,000円

3)死亡(配偶者) 20,000円 ※同居、別居問わず

4)死亡(実親) 10,000円 ※同居、別居問わず

5)死亡(実子) 10,000円 ※同居、別居問わず(H29/06/01より施行)

6)入院傷病見舞金(本人) 10,000円 ※入院を伴い7日以上休業した場合

7)還暦祝い 10,000円 満60歳に達した場合(H29/06/01より施行)

8)古希祝い 10,000円 満70歳に達した場合(H29/06/01より施行)

8. 組合員の状況(12月30日現在)

組合員人数:92名(磯子支部:87名、港南台支部:5名)

加入者:0名

退職者:0名

異動者:0名

長欠者:2名

次回の労協は令和2年01月25日(土)10:00～開催予定

※今年の冬は一日の寒暖の差が大きいので体調管理には十分ご注意下さい。

また、インフルエンザ流行期もありますので手洗いうがいはしっかりとして感染予防に心掛けて下さい。

以上

金港交通労働組合 執行委員長 吉川一房

URL : kinkounion.org

E-mail : info@kinkounion.org
